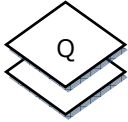




## 労働相談Q & Aで解決！

### 出向



来月から出向するよう指示がありましたが、勤務時間が昼夜逆転します。このことを理由に拒否できますか。

A 出向にあたっては、基本的に労働者の同意を得る必要があります。このため、勤務時間が昼夜逆転することにより受ける不利益の程度などをよく検討した上で同意するか否かの判断をしましょう。

### 解説はこちら

- 出向は、今の会社に在籍したまま、出向先の会社の従業員となって当該会社の指揮命令の下で業務に従事するいわゆる在籍出向と、元の会社での労働契約を合意解約し、出向先との労働契約を新たに結ぶことになる転籍出向とがあります。
- 在籍出向の場合、労働契約法では、会社が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は無効とするとされています（労働契約法第14条）。
- 在籍出向を命令することが認められるには、採用時の説明による合意、労働契約、就業規則や労働協約などに、出向に関する規定が記載されている必要があります。
- さらに、出向を命じるには、出向先での労働条件が出向規程等によって、労働者の利益に配慮して整備されていることが必要であるとされています。
- なお、判例では、在籍出向に関して、労働者の利益に配慮した詳細な規定が設けられているような場合は、個別同意なしに出向命令を認めたものがあります。
- 転籍出向は、今の会社を退職することとなるため、労働者本人の個別的、具体的な同意が必要です。

### どうすれば？

- 会社から示された出向が、在籍出向なのか、転籍出向なのか確認しましょう。
- 労働契約や就業規則などで出向に関する規定を確認しましょう。
- また、会社に対し、出向の必要性や人選の理由、出向期間、出向先の労働条件等の説明を求めましょう。
- その上で、根拠とともに労働条件を確認し、納得できるかどうか十分に検討することが大切です。

- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

## お問い合わせ

---

- 山梨県労働委員会事務局  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階  
電話 055 (223) 1827  
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
  
- 山梨労働局総合労働相談コーナー  
山梨労働局雇用環境・均等室内  
電話 055 (225) 2851  
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)  
電話 055 (224) 5620  
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)  
電話 0554 (43) 2195  
鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)  
電話 0556 (22) 3181